

## <祈りのために>

「お前は神をも恐れないのか。同じ刑罰を受けているのに。我々は、自分のやっていたことの報いを受けているのだから、当然だ。しかし、この方は何も悪いことをしていない。」（ルカによる福音書23章41節）

十字架を取り巻く世界の現実、二千年来変わっていません。今も世界の苦しみの中心にイエス・キリストがおられます。……ゴルゴタに三本の十字架が立てられ、二人の犯罪人がそれぞれ主イエスの右と左にはりつけにされました。彼らは強盗でありました（マルコ15:27）。初め、二人とも主イエスをののしっていたのですが（マルコ15:32）、その内の一人が、「お前はメシアではないか。自分自身と我々を救ってみろ」と言った時、もう一人が彼をたしなめました。そして、主イエスへの信仰を告白すると、主イエスは「あなたは今日わたしと一緒に楽園にいる」とお答えになりました。これは、この強盗が救われたということです。

二人の強盗はそれまで他人の財産を強奪しながら生きていました。何と恐ろしい、呪われた生涯でしょうか。しかしその内の一人は、自分の罪を自覚しました。イエス様をののしっていたのに自分の罪を認め、「我々は、自分のやったことの報いを受けているのだから、当然だ」と言うようになったのです。この人はなぜ、短い時間の間にこれほどまでに変わってしまったのでしょうか。それはやはり、十字架につけられているイエス・キリストに出会ったこと以外には考えられません。「そのとき、イエスは言われた。『父よ、彼らをお赦しください。自分が何をしているのか知らないのです』（ルカ23:34）。主の言葉を聞いた時の彼の思いを想像してみてください。これほどの勇氣、これほどの憐れみ、信じがたいほどの愛、満ちあふれる恵みが、この人の心を覆っていた氷のような思いを溶かしたのです。彼はそれまで知らなかった神に出会いました。主イエスを見た時、彼の心にこびりつき、彼と一体となっていた罪の思いが取り除かれ、この方こそまことのキリスト、神の御子であることを認めたとのですし、それだから、もう一人の強盗をたしなめることも出来たのです。

「お前は神をも恐れないのか」。お前はおれと同じく十字架につけられているというのに、まだ悟らないのか。あと数時間かでお前もおれも死ぬだろう。永遠の命かそれとも永遠の死か、救いかそれとも滅びかが決まってしまうのだ。この時を逃したらもうチャンスはないんだぞ。…お前は神をも恐れないのか。まもなく神の前に立たせられるこの大事な時に！

悔い改めた強盗は続けて、「この方は何も悪いことをしていない」という言葉で、主イエスへの信仰を告白しました。彼は主イエスに罪がないことを認めました。では、罪のない人がなぜ死ななければならないのでしょうか。この人は無学な人だったかもしれませんが、イエス様の死がまさに自分たちのための身代わりの死であることをつかんだのだと思います。それだから、「イエスよ、あなたの御国においでになるときには、わたしを思い出してください」と言うことが出来たのです。主イエスはただちに「はっきり言うておくが、あなたは今日わたしと一緒に楽園にいる」と告げて下さいました。イエス・キリストと共にいる、その場所こそ楽園なのです。

この強盗は一生の間、ほとんど何も良いことをせず、それどころか悪事を重ねるばかりだったのです。この人が救われたのは、ただイエス・キリストを信じたからにはほかなりません。かりに彼がこの後、十字架から降りて、なおこの世で生きることが出来たならば、きっと善い行いに励んだことでしょう。しかし、その時間は与えられませんでした。彼の命は断ち切られてしまいました。しかし、彼が主イエスと共に天に招き入れられるためには、それで十分だったのです。

## <祈り>

父なる神よ。主がすべての人のためにとうとい命をささげられ、究極の苦しみの中でなお罪人を赦して下さったことに対し、私たちは何をもって応えることが出来るのでしょうか。どうか私たちの心に、繰り返し繰り返し十字架の主を思わせて下さい。

井上 豊（広島長束教会牧師）

## 新シリーズ開始『その時に備えて 憲法問題 Q&A』を読む (22)

川越 弘 (沖縄伝道所牧師)

Q 2 1 「積極的平和主義」はよいことではないのでしょうか？

A 2 1 「積極的平和」というのは、もともと平和学という分野で用いられていた言葉です。ノルウェーのガルトウングという政治学者が提唱したもので、戦争のない状態である「消極的平和」に対して、貧困・差別などの構造的暴力がないことが「積極的平和」と呼ばれています。

この言葉は、英語では「Proactive peace」ですが、安倍首相が言う「積極的平和主義」は、「Proactive contribution to peace」です。直訳すれば、「平和のための率先した貢献」になります。「Proactive」には、先制攻撃という意味があります。軍事力による威嚇によって、秩序を維持することに貢献するという考えです。これは、日本で培われて来た、武力によらない「平和主義」という言葉を利用しながら、逆の内容のことを綺麗に見せるロジックです。

言葉は怖いもので、戦争は嫌だが、「自衛のため」、「平和のため」と言われると、肯定的に受け止めてしまいます。「個人」に代えて「人」、「公共の福祉」に代えて「公益及び公の秩序」、「戦争の放棄」に代えて「安全保障」と、微妙な言い換えや耳当たりのいい言葉で、「改正草案」は彩られています。

キリスト教は言葉の宗教と言われます。言葉の意味は厳密に理解し、惑わされないようにしたいものです。

**新Q21-1** 安全保障とはどういうことでしょうか。

**新A21-1** 安全保障 (security)とは、恐怖や欠乏からの自由と平和を生み出すこと、他者への信頼、神と人を愛することなどが包括的に確立された状態を意味します。ところがその意味とは反対に、敵を暴力によって抑え込むことで「自分たちのみの安全」が保障される状態を意味するようになって、軍事力による国家安全保障という一種の妄想が、全世界に拡散してきたのです。これは一種の政治的カルトです。

**新Q21-2** それではこの「自分たちのみの安全」という考え方が、世界紛争の原因となっているのですね。

**新A21-2** 平和と安全とが取り違えられているからです。安全保障の道を通して「平和」に至る道は存在しないのです。なぜなら自分たちのみの安全を求めるということは、〔相手に対して〕不信をもつことだからです。この不信が、戦争を引き起こすのです。

**新Q21-3** つまり「専守防衛」では平和にならないのですね。

**新A21-3** 「専守防衛」は戦争の準備用語です。岸田首相は「国民の命と暮らしを守るため、防衛力を強化する」と語りました。大日本帝国は国民に「自存自衛のための戦争をする」と報道して真珠湾を攻撃し、アジア諸国を侵略したのです。安保関連3文書は、専守防衛の枠を超えた戦後最悪の決議です。この場合、「攻撃国」はさらに強大な破壊力をもった軍備を装備するでしょう。すると「専守防衛国」も「防衛の効力を高めるために」、「攻撃国」に劣らない軍備の増強に邁進するのです。

**新Q21-4** 「国を守る」とはどういうことでしょうか。

**新A21-4** 「国を守る」とは、日米の安保支配体制を守ることではありません。皇室や日本の指導層等の繁栄や自由の体制を保存することでもありません。民衆の平和的生存権(憲法前文、9条、13条、その関連条項)を守ることです。それは全世界の民衆と平和に生存する権利を擁護すること、戦争放棄と戦力の不保持を促進することであり、すべての個人の基本的な人権を認めて、宗教・信条の自由および幸福を尊ぶ社会を形成することです。これが国を守ることです。

「正しい言葉を使わないと正しく考えることができない、  
正しく考えることができないと正しく行動することができない」

芳賀繁浩（福島伝道所牧師、日本アルベルゲ協会代表理事）

敬愛する堀一善先生（引退教師）の言葉です。当時堀先生が牧師をしておられた新宮教会を家族でお尋ねした際に、森有正の「経験」を巡る対話の中で出てきたと記憶しているのですが、話の中身はおぼろげです。それでもこの言葉だけは不思議に記憶に残っています。

前号の「ヤスクニ通信」3面「国際紛争の報道と判断の難しさ」（糸広国）に触発されたのと、政府の広報活動やマスコミの報道の中で使われている、意図的としか思えない不正確な言葉の使い方（マヌーバー）への疑問が、この言葉を思い起こさせました。

糸先生に倣って言えば、「武装組織」と「テロ組織」だけではなく、「自爆攻撃」と「自爆テロ」も、価値判断を伴った表現です。味方であれば「攻撃」、敵であれば「テロ」と表現を使い分けることで、そこには一定の政治的意味が生じます。それは筆者の政治的な立場の表明であると共に、読者を一定の立場に誘導しようとする実際の政治行動でもあります。

ちなみに、「自爆攻撃」は英語であれば「suicide-attack（自殺攻撃）」ですが、しばしば「kamikaze-attack：カミカゼ・アタック」もしくは単純に「KAMIKAZE：カミカゼ」と表記されることは、あまり日本のマスコミは伝えてくれません。さらに言えば、女性や子どもに対する攻撃だけではなく、自殺を禁じているはずのイスラームにおいて、「自爆攻撃」が用いられるようになったきっかけのひとつが、日本赤軍による1972年のテルアビブ空港乱射事件であったと言われていることも、テレビのコメンテーターはコメントしません。

テレビのニュースショーを意識的に観るようになって（NCC 靖国問題委員会の関係で、天皇の「代替わり」以降、ヤスクニ関係報道のウォッチを続けている）とりわけ異様に感じるのは、安倍晋三元総理の「暗殺」が「襲撃」と言い換えられるだけではなく、教科書にも載っていて、コメンテーターをするほどの人であれば知らないはずのない、1910年のハルビン駅頭での安重根（アン・ジュンゲン、안중근、1879.9.2-1910.3.26、カトリック教徒〔洗礼名ペテロ〕）による日本国初代総理伊藤博文の「暗殺」について誰も（私が観た範囲ですが）触れないということです。

「汚染水」が「処理水」（これに対しては、「ALPS 処理汚染水」というさらなる言い換えが使われるようになっていきます）、「汚染土」が「除去土壌」（これはまだ政府広報のレベルですがにマスコミも使用してはいませんが予断を許しません）に言い換えられている問題について触れるだけの紙面は許されていませんが、「正しい言葉を使う」ことを意識することで、何が隠され、何が操作されているのか、誰が何を意図してそうしているのかについて考えるきっかけが、正しく考え、そして正しく行動するための手がかりが与えられることを願うことしきりです。

## <靖国関連ニュース>

### ○大嘗祭訴訟、原告の請求棄却

天皇の代替わりに伴う「即位の礼」や皇室行事「大嘗祭（だいじょうさい）」などに公費を支出したのは、政教分離を定めた憲法に違反し、信教の自由などを侵害されたとして、全国の317人が国に損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁（中島崇裁判長）は31日、請求を棄却する判決を言い渡した。

判決は、即位の礼や大嘗祭は国事行為や皇室行事で、「原告らに特定の宗教活動を禁止・強制したものではない」と指摘。参加も強制されておらず、国費を支出したことで信教の自由が侵害されたとは言えないと判断した。（朝日新聞 02.01）

### ○戦争犠牲者確定の意味 命の尊厳回復のために

イスラエルによるパレスチナ自治区ガザへの攻撃が始まり100日余りがたった。パレスチナ側の死者は2万6千人を超え、民間人の女性や子どもの多さが際立っている。

死者数の情報源はガザ保健当局だ。国連も信頼に足るとして引用している。

英BBC放送によると、保健当局の作業は、病院で死亡し遺族による身元確認が終わった死者をそのまま報告するというシンプルなものだ。

五十嵐元道・関西大教授の「戦争とデータ」（中公選書）によると、遺体を保護し、戦死者数を確定しようとする動きが出てきたのは、19世紀後半になってからだ。

戦乱が相次いだ欧州で人道主義的な考えが広まり、遺体による感染症まん延や遺体からの略奪防止、遺族への配慮などのため戦死者保護への意識が高まった。1906年に改定されたジュネーブ条約で戦死者保護規範を明文化し、戦死者の検視と身元確認、略奪禁止などを盛り込んだ。

しかし、その後続いた二つの世界大戦ではこれらの規範が守られたとは言えない。

第2次大戦では民間人の犠牲者も増大したため、49年、条約はジュネーブ諸条約として拡充され、文民保護などを盛り込んだ。

ホロコースト（ユダヤ人大虐殺）は、ナチスが隠蔽（いんべい）を図ったため不明な部分も多く、犠牲者数も諸説ある。戦後、イスラエルとの関係修復を重視したドイツ政府は、研究者らの主張する上限に近い600万人の推計を受け入れた。メルケル前首相は2008年、イスラエル国会での演説でこの数字を引用し謝罪した。政治的な決断が犠牲者数を確定した例と言える。

近年、戦争犠牲者数の確定はより緻密になっている。五十嵐教授によると、法医学など科学的調査を駆使して犠牲者数を調べたのが、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所だった。紛争時の失踪者や死者のリストを作り、埋葬地を割り出して遺体を発掘し、DNA鑑定により遺体を識別、虐殺に関わった司令官や政治家らを裁いた。

しかし、検証作業が実施できたのは1995年末の和平合意後。戦火の中での犠牲者数確定には困難が多い。

信頼できるとされるパレスチナの死者数も、病院経由に限られる。建物の下敷きになった人や病院に運ばれずに埋葬された人は含まれておらず、実際の死者はさらに多くなる可能性があるという。

間もなく2年がたつロシアによるウクライナ侵攻での双方の戦死者は、両国それぞれの発表と、メディア報道のいずれもが食い違う。

無味乾燥な数字の話と言うなかれ。カウントすらされない犠牲者や遺族らの無念はいかばかりか。死を認定することで、かけがえのない人生が奪われたことも確認できる。すみやかに停戦を実現させて調査に入り、戦犯の罪を問ひ犠牲者の尊厳が回復されることを願う。（東京新聞論説委員熊倉逸男 01.31）

### ○徴用工訴訟で差し戻し 韓国高裁「一審問題ある」

韓国人元徴用工らが日本企業に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決でソウル高裁は1日、訴えを却下した一審判決を「問題がある」として破棄し、ソウル中央地裁に審理を差し戻した。一審判決は賠償を初めて確定させた2018年の最高裁判決に従わず、原告の請求権行使を認めていなかった。日本企業が差し戻し審で敗訴する可能性が出てきた。

原告側弁護士は「一審判決は、請求権の正当性に関して実質的な判断をしなかった。高裁判決は妥当だ」と述べた。訴訟は元徴用工や遺族ら計85人が15年、三菱マテリアルなど16社を相手取り、1人当たり1億ウォン（約1100万円）の損害賠償を求めて起こした。

ソウル中央地裁は21年の判決で、1965年の日韓請求権協定には請求権に関し「完全かつ最終的に解決された」との文言があり、訴訟による権利行使は制限されるとして訴えを却下。2018年の最高裁判決に従わない判断となり、韓国社会に波紋を広げた。

原告は不服として控訴。係争中に訴えを取り下げるなどして原告は20人、被告企業は7社となっている。（日経新聞 02.01）

<編集後記> ヤスクニ通信の編集を引き継いで数年、現状維持ではなく、現状打破を目指したいと思うことしきりです。K.K

830号ヤスクニ通信 2024年3月10日  
発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会  
発行人・編集・発行 小塩海平（東京告白教会）